

令和4年度 第2回遠紋圏域地域医療構想調整会議

日時：令和5年3月23日(木)18:30～

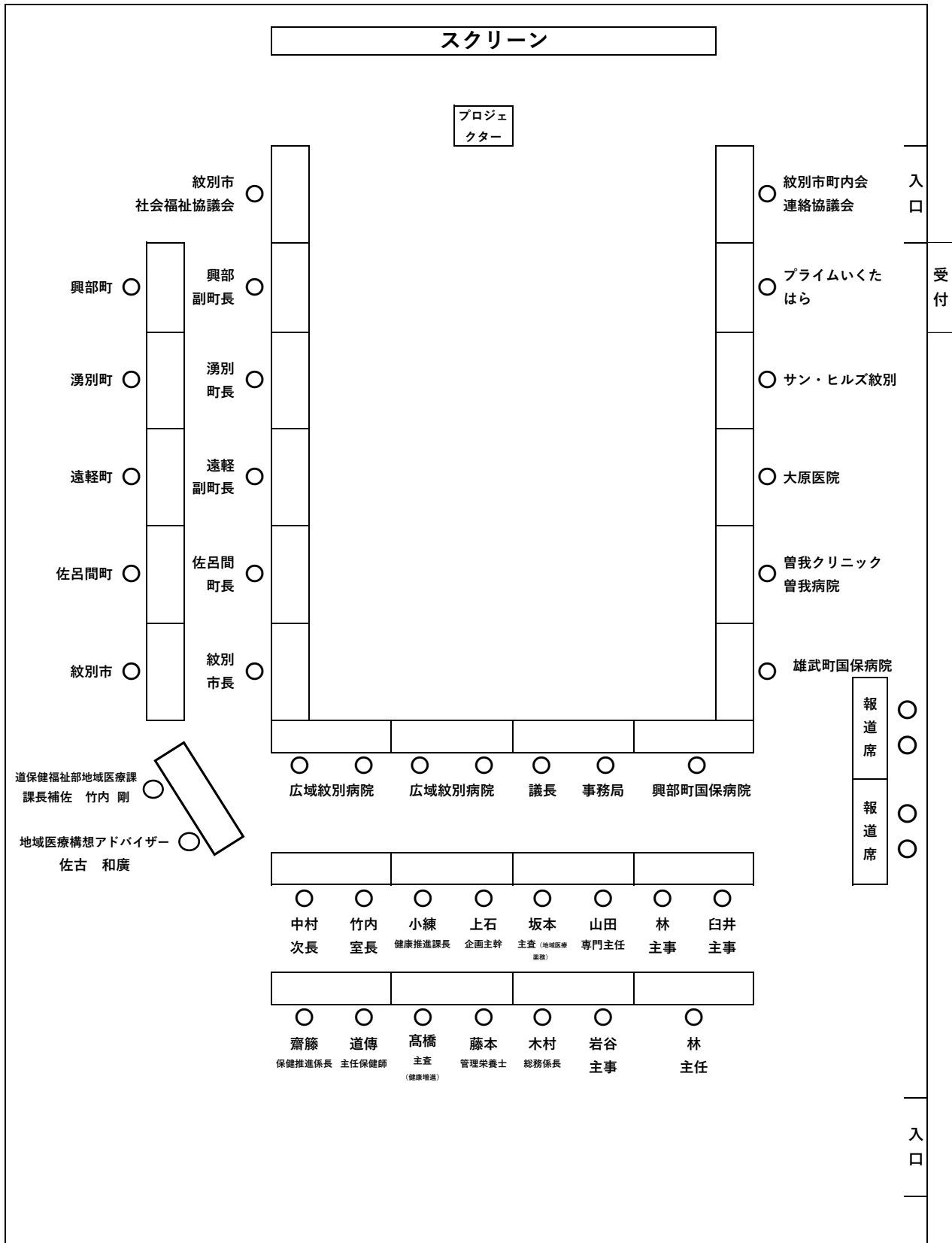
場所：紋別市民会館小ホール

次 第

1 議事

- (1) 令和4年度遠紋地域医療推進シート(案)について … 資料1
- (2) 重点課題(案)について … 資料2
- (3) 公立病院経営強化プランの策定について … 資料3
- (4) 地域医療連携推進法人の設立について … 資料4
- (5) その他

配席図



令和4年度第2回遠紋圏地域医療構想調整会議 出席者名簿

	分類	所 属	役職	団体の長	その他出席者	備考
1	市町村	紋別市	市長	宮川 良一	保健福祉部参事 住出 晋一	
2	市町村	佐呂間町	町長	武田 温友	保健福祉課長 兼平 茂雄	
3	市町村	遠軽町	副町長	舟木 淳次	保健福祉課長 岩井 誠志	
4	市町村	湧別町	町長	刈田 智之	健康こども課主幹 出口 幹敏	
5	市町村	滝上町	町長	長屋 栄一	保健福祉課長 中村 伸夫	web
6	市町村	興部町	副町長	推名 徹	福祉保健課長 開米 俊憲	
7	市町村	西興部村	村長	菊池 博	住民課長 中内 太	web
8	市町村	雄武町	町長	石井 友藏	健康推進課長 石山 英伸	web
9	関係団体	紋別医師会	会長	小林 正司		
10	関係団体	遠軽医師会	会長	田中 実	事務長 伯谷 正明	web
11	関係団体	北見歯科医師会（紋別歯科医師団）	団長	牧村 之人		web
12	関係団体	北海道薬剤師会遠軽支部	支部長	多間 康夫		web
13	関係団体	北海道看護協会遠軽支部	支部長	工藤 妹津子		web
14	関係団体	社会福祉法人紋別市社会福祉協議会	会長	渡部 章		
15	関係団体	社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会	会長	大河原 忠宏		web
16	関係団体	紋別市町内会連絡協議会	会長	船山 洋明		
17	病院	広域紋別病院	院長	曾ヶ端 克哉	事務局長 高橋 健仁 経営企画課長 平塚 健次 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー ク ライアントソリューション部グループリーダー 千葉 穰	
18	病院	J A 北海道厚生連遠軽厚生病院	院長	稲葉 聡	事務部長 高柳 直明	web
19	病院	医療法人縁紡会遠軽共立病院	事務長	牧下 雅則		web
20	病院	医療法人社団耕仁会曾我病院	事務長	山際 満男	※曾我クリニック兼務	
21	病院	興部町国民健康保険病院	事務長	鈴木 哲也		
22	病院	雄武町国民健康保険病院	事務長	新谷 朋人		
23	有床診療所	滝上町国民健康保険診療所	事務長	坂口 哲也		web
24	有床診療所	大原医院	院長	大原 和明		
25	有床診療所	小林整形外科	院長	小林 正司		
26	有床診療所	医療法人恵尚会クリニックさろま	課長	小西 学		web
27	老健	介護老人保健施設サン・ヒルズ紋別	事務局長	石山 康平		
28	老健	介護老人保健施設プライムいくたはら	事務部長	平間 敏春		
29	老健	介護老人保健施設ハマナス	事務長	新谷 朋人		

	分類	所 属	役職	団体の長	その他出席者	備考
30	地域医療構想アドバイザー	名寄市立総合病院	名誉院長	佐古 和廣		
31	地域医療構想アドバイザー	北海道病院協会	常務理事	西澤 寛俊		web
32	オブザーバー	北海道医師会 事業第二課	課長	西村 務		web
33	オブザーバー	北海道医師会 事業第二課	係長	太宰 秀行		web
34	オブザーバー	北海道厚生局 医事課	地域医療構想等推進専門官	岸 亮司		web

	分類	所属	役職	氏名		備考
35	北海道	保健福祉部地域医療推進局地域医療課	課長補佐	竹内 剛		
36	事務局	紋別地域保健室	室長	竹内 徳男		
			次長	中村 淳一		
			企画総務課長	加藤 修子		
			健康推進課長	小練 美由紀		
			企画主幹	上石 馨		
			主査（地域医療業務）	坂本 和志		
			専門主任	山田 修一		
			主任	林 亜紀		
			保健推進係長	齋藤 友美子		
			主任保健師	道傳 みなみ		
			主査（健康増進）	高橋 奈央枝		
			管理栄養士	藤本 紗矢香		
			総務係長	木村 優江		
		主事	林 衛			
主事	白井 森彦					
主事	岩谷 まどか					
	遠軽支所	支所長	竹内 祥司		web	

遠紋圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域（医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、遠紋圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者又は団体に所属する者から、オホーツク総合振興局長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係団体
- (3) 医療保険者
- (4) 市町村
- (5) 医療を受ける立場にある者
- (6) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、必要の都度議長が招集する。

2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(部会)

第7条 調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、議長が指名する。

3 部会の運営は、部会を構成する委員が協議して行う。

(庶務)

第8条 調整会議に関する庶務は、オホーツク総合振興局保健環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。